

令和5年度 いじめ防止基本方針

石川県立門前高等学校

目 次

1. いじめ防止等に関する基本的な考え方

2. 学校の実情について

3. いじめ防止等に関する内容

- (1) いじめ未然防止のための取組
- (2) いじめの早期発見のための取組
- (3) いじめの早期解決のための取組
- (4) インターネット上のいじめへの対応

4. いじめ防止等の対策のための組織

- (1) 「いじめ」問題対策チームの設置
- (2) 役割 (いじめ認知までの組織的対応図)
- (3) 個別案件対応班について

5. 重大事態への対応

- (1) 重大事態とは
- (2) 重大事態対応フロー図

6. 年間計画

いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

1. いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、人権を守る土壌を育み、いじめを抑止し、いじめを許さない学校づくりを推進する。また、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組む事ができるように、保護者、地域住民他関係機関と連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

2. 学校の実情について

本校は、1学年2クラス、計6クラスで全校生徒86名の小規模校であるが、様々な地域から通学する生徒が在籍している。また、門前中学校と連携型中高一貫教育を行っており、合同で行う行事も多い。生徒は、明るく元気があり何事にも一生懸命に取り組む。文武両道を目指し、頑張っている。

3. いじめ防止等に関する内容

(1) いじめ未然防止のための取組

- ・いじめは「絶対に許されない」[いじめは卑劣な行為である]「いじめほどの生徒にも、どの学校でも起こりうる」という共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的・効果的に対応する。
- ・すべての生徒が**授業に参加でき、授業場面で活躍**できるための授業改善に取り組む体制を構築する。
- ・授業改善に向けて教員全員による**公開授業（年2回）**を計画的に実施し、教員相互の授業参観の機会を持ち、**他の授業での生徒の様子を把握**する。【公開授業の計画・調整：教務課】
- ・すべての生徒が**安心・安全に学校生活を送る**ことができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを推進する。
【計画・提案：生徒相談課】
- ・学校行事に自主的・主体的に参加する態度を養い、集団活動を通して、**門高生としての誇りと自覚によるセルフコントロール**を支援する。
【学校行事・ボランティア活動等の計画・提案：生徒相談課】
- ・生徒との**肯定的・共感的人間関係の構築**を図る。
- ・生徒の**少しの変化も見逃さず、見守っていく**ために、**校務の効率化**を図り、生徒と関わる時間の確保を図る。
- ・**非行防止教室、防犯教室、薬物乱用防止教室、全校集会等**を通して**規範意識の向上**を図り、**社会のルール**の意義・重要性について考える機会を確保する。（**道徳教育や人権教育の充実**）【計画・提案：生徒相談課】
- ・部活動（1年生は全員加入）を通して**人間力・健全な心を育成**するとともに**自己肯定感の伸長**を図る。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・いじめアンケート調査（4月、8月を除く全10回）
【計画・提案・集計・分析：生徒相談課、実施：学級担任】
- ・個人面談による聞き取り（面談月間時）【学級担任】
- ・保護者懇談による保護者との情報交換（7月・12月）【学級担任】
- ・学年会での情報の共有（月1回）【各学年】
- ・昼休み等の校内巡視による、生徒把握・声かけ・未然防止（適宜）【生徒相談課】
- ・授業における注意深い観察、変化や情報の把握と共有
- ・部活動における生徒の動静把握と情報の共有

(3) いじめの早期解決のための取組

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせる。
- ・いじめにかかる相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無を確認する。
- ・いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認と実態把握を行う。
- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するためいじめを受けた生徒及び保護者に対する支援といじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように「いじめ」対策委員会で組織的に対応する。
- ・いじめた生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- ・いじめを見ていた生徒にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、はやし立てたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに荷担する行為であることを理解させるよう指導する。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会及び所轄警察等と連携して対処する。
- ・いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡をとりあう。

(4) インターネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込みがあった場合、学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、[いじめ]対策委員会において対応を協議する。関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等に必要な措置を講ずる。
- ・書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の保護と拡散防止を最優先するとともに当該生徒・保護者の精神的なケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への指導は、必要に応じて所轄警察署等、外部機関と連携して迅速・確実に対応する。
- ・情報関係の授業の中で情報モラル教育を推進する。

4. いじめ防止等の対策のための組織

(1) 「いじめ」問題対策チームの設置

- ・いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うために、「いじめ」問題対策チームを設置する。
- ・いじめが疑われる内容の相談、通報があった場合に開催し、対応を検討する。
- ・「いじめ」対策委員会の構成は、校長、教頭、生徒相談課主事、学年主任、養護教諭、生徒相談課教諭、当該生徒関係教諭とする。
(重大事態の場合は所轄警察署、その他外部機関との連携を図る)

(2) 役割

①いじめを見逃さない学校づくりの推進

- ・いじめの早期発見の観点から **SHR** での観察を強化するとともに、授業時間、休み時間や放課後の定期的な校内巡視を実施し、動静の把握、情報の共有・報告を行う。
- ・いじめアンケート調査や個人面談の内容や方法の結果分析について継続的に改善を進め、見落とし・見誤りのない適切な周知を図る。

②学校や教職員のいじめ問題への対応力向上

- ・いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示を行い、教職員のいじめ問題の理解を深める。
- ・必要に応じて、いじめ対応アドバイザーの助言・指導を参考にしながら、個別の案件に対応する。
- ・いじめの構造やいじめのチェックポイントなどについて、教職員の理解を促進する。

③学校におけるいじめ問題への対応に関する基本方針の策定、推進、検証並びに教職員に対する徹底【生徒相談課】

- ・いじめに対する取組の進捗状況をチェックし、その有効性の検証や「いじめ基本方針」の見直しを行う。(8月・3月)【生徒相談課】
- ・生徒会が主体となった「いじめを許さない学校づくり」のキャンペーン推進により、一層の充実を図る。(12月の人権週間にむけて)【生徒会係】
- ・いじめ問題への学校の基本姿勢をクラス・学年懇談会、ホームページ等で示し、保護者、地域住民等の理解と協力を得る。

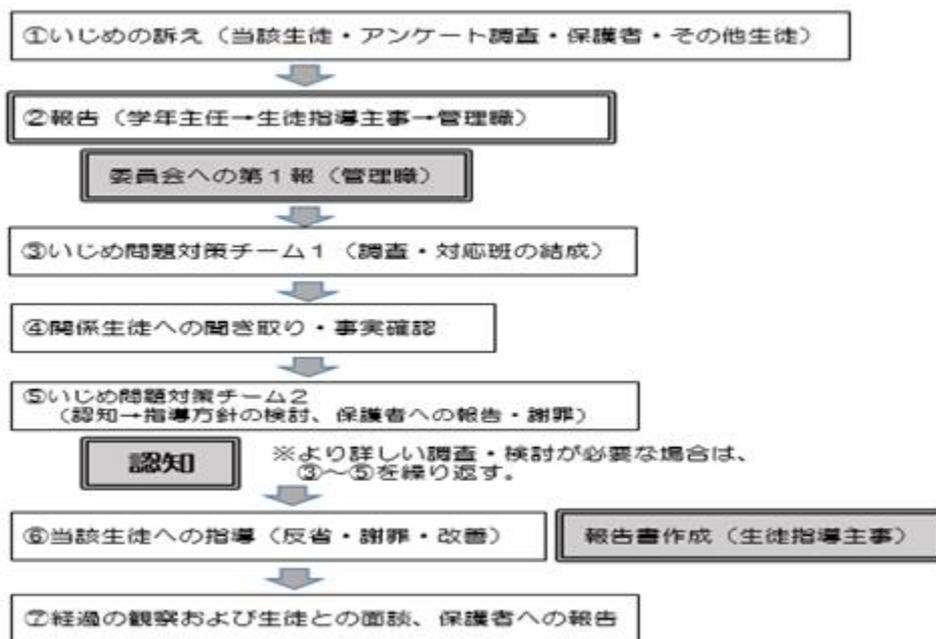
④外部機関との日常的な情報交換による「風通しのよい学校」づくりの推進

- ・PTAや外部関係機関等の担当を定め、日常的な情報交換により相談しやすい関係を構築する。【生徒相談課】

⑤いじめ問題発生時における個別案件対応班の設置と指示

- ・「個別案件対応班」の設置【管理職・生徒相談課】
- ・情報の収集と整理【生徒相談課・関係教職員】
- ・いじめ対応アドバイザーの派遣要請【管理職・生徒相談課】
- ・県教育委員会、関係機関へ報告・協力要請【管理職・生徒相談課】
- ・個別案件対応班への指示・助言【管理職・生徒相談課】

いじめ認知までの組織的対応図



(3) 個別案件対応班について

いじめ問題に対して、担任の抱え込みや一部教職員の過重負担を回避するため、**複数教職員が役割分担に従った適切な対応**を行うことにより早期解消を図る。

個別案件対応班の構成は、当該生徒の担任、部活動顧問等に、「いじめ」問題対策チームの必要な構成員を加えて組織する。

いじめ対応アドバイザーを要請した場合には、**アドバイザーが加わる**こともある。

5. 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

「いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に**重大な被害**が生じた場合や疑いがある」と認めるときや「いじめにより**相当の期間学校を欠席**することを余儀なくされている等の疑いがあると認めるとき」は、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、いじめ問題対策チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で迅速に調査し、事態の解決にあたる。

(2) 重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- ・第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報収集と記録、共有
- ・いじめの事案の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- ・学校は、教育委員会に重大事態の発生を報告
 - ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（生徒が自殺を企図した場合等）
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- * 「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

(1) 学校を調査主体とした場合

県教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる。

- ① 学校長の下に、重大事態の調査組織を設置
 - ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る事により当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
 - ・第22条に基づく「いじめ」対策委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。
- ② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
 - ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきでなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ・たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。
 - ・これまでに学校で先行して調査している場合でも、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- ③ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
 - ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
(適時・適切な方法で、経過報告をする。)
 - ・関係者の個人情報に十分配慮する。但し、いたずらに個人情報の保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。
 - ・得られたアンケート結果は、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置を行う。
- ④ 調査結果を学校の設置者（県教育委員会）に報告
(設置者から地方公共団体の長等に報告)
 - ・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

(2) 学校の設置者（県教育委員会）が調査を行う場合

- ① 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

年間計画

4月	<p>入学式、1年オリエンテーション、全校集会（相談窓口の周知）</p> <p>LHRでの友人関係、集団づくり、非行防止教室、SNS講座、SOSの出し方講座</p> <p>交通安全指導・挨拶運動①</p>
5月	<p>いじめ調査①（早期発見：情報の把握・共有）</p> <p>いじめ問題対策チーム会議①（いじめ調査の結果分析、対策検討）</p> <p>個人面談①（早期発見：情報の把握）</p> <p>中高合同新体力テスト</p> <p>交通安全推進隊結成式（中高合同）</p> <p>交通安全指導・挨拶運動②</p>
6月	<p>いじめ調査②（早期発見：情報の把握・共有）</p> <p>いじめ問題対策チーム会議②（いじめ調査の結果分析、対策検討）</p> <p>防犯教室（未然防止：規範意識の醸成）</p> <p>交通安全指導・挨拶運動③</p>
7月	<p>いじめ調査③（早期発見：情報の把握・共有）</p> <p>いじめ問題対策チーム会議③（いじめ調査の結果分析、対策検討）</p> <p>個人面談②（早期発見：情報の把握）</p> <p>校内球技大会①（未然防止：自己有用感の育成、集団づくり）</p> <p>保護者懇談①（早期発見：情報の把握・共有）</p> <p>交通安全指導・挨拶運動④</p>
8月	<p>インターンシップ（未然防止：自己有用感の育成）</p>
9月	<p>門高祭（未然防止：自己有用感の育成、集団づくり、ストレスのコントロール）</p> <p>いじめ調査④（早期発見：情報の把握・共有）</p> <p>いじめ問題対策チーム会議④（いじめ調査の結果分析、対策検討）</p> <p>交通安全指導・挨拶運動⑤</p> <p>薬物乱用防止教室・個人面談③</p>

10月	いじめ調査⑤（早期発見：情報の把握・共有） いじめ問題対策チーム会議⑤（いじめ調査の結果分析、対策検討） 交通安全指導・挨拶運動⑥
11月	いじめ調査⑥（早期発見：情報の把握・共有） いじめ問題対策チーム会議⑥（いじめ調査の結果分析、対策検討） 交通安全指導・挨拶運動⑦
12月	人権週間（未然防止：人権意識の向上） いじめ調査⑦（早期発見：情報の把握・共有） いじめ問題対策チーム会議⑦（いじめ調査の結果分析、対策検討） 個人面談④（早期発見：情報の把握） 保護者懇談②（いじめの早期発見：情報の把握・共有） 交通安全指導・挨拶運動⑧
1月	いじめ調査⑧（早期発見：情報の把握・共有） いじめ問題対策チーム会議⑧（いじめ調査の結果分析、対策検討） 交通安全指導・挨拶運動⑨
2月	いじめ調査⑨（早期発見：情報の把握・共有） いじめ問題対策チーム会議⑨（いじめ調査の結果分析、対策検討） 個人面談⑤（早期発見：情報の把握） 交通安全指導・挨拶運動⑩
3月	次学年に向けての決意表明 各学年

